

宮 監 公 表 第 30 号
平成 28 年 12 月 20 日

宮 崎 市 監 査 委 員 山 田 義 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 福 井 太 次
宮 崎 市 監 査 委 員 日 高 貞 次



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

税務部（納税管理課、市民税課、資産税課、国保年金課、国保収納課）の平成27年度及び平成28年4月1日から8月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

関係各課及び監査室

3 監査の実施期間

平成28年11月1日から平成28年12月16日まで

4 監査の方法

税務部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

- (1) 市民税課及び資産税課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、納税管理課、国保年金課及び国保収納課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

（納税管理課）

- ①使用物品の管理について、課長は財務規則の規定に基づき善良な管理のもとに行われるよう指導監督しなければならないにもかかわらず、同課が管理している消耗品は、第三庁舎の3階と屋上を結ぶ階段の踊り場に設置されたキャビネット（7基）に保管されており、盗難や紛失のおそれがある状態となっていた。また、当該キャビネットについては、避難の支障になる物件として消防法に基づき平成28年9月6日付けで宮崎市北消防署から速やかに改善するよう通知があったにもかかわらず、実査日（平成28年11月7日）においては改善されておらず存置されたままだった。

（国保年金課）

- ①平成27年度の資格喪失後（遡及喪失）の出産育児一時金などの返納金について、本来平成27年度の歳出予算への戻入処理をすべきところ、諸収入として調定書を起票し収入

処理しているものがあった。

- ②平成 28 年度の柔道整復施術費などの返納金に係る通知について、財務規則に定められた返納通知書を用いることなく、また、財務規則により納期限はその発行の日から 7 日以内としなければならないと規定されているにもかかわらず 7 日を超える納期限を指定して、通知しているものがあった。
- ③平成 27 年度後期高齢者医療システム更新事業に伴う作業委託の予定価格について、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の趣旨に沿って、「予定価格設定の際の「歩切り」禁止について」（平成 27 年 1 月 20 日付け総務部長通知）により、すべての案件（委託業務や修繕、物品等も含む）について予定価格は設計金額と同額とすることとされているにもかかわらず、設計金額を下回る金額を設定していた（設計金額：24,319,000 円、予定価格：24,197,000 円）。

（国保収納課）

- ①宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料徴収嘱託員（以下「徴収嘱託員」という。）の業務管理について、次のような不備があった。
 - ア 徴収嘱託員の勤務時間等について、宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料徴収嘱託員設置要綱において、「勤務を要する日及び勤務期間は、1 週間当たり 28 時間 45 分を超えない範囲において任命権者が別に定める」とされているにもかかわらず定められておらず、徴収嘱託員が勤務すべき日及び時間が明確でない状況となっていた。
 - イ 徴収嘱託員業務日誌は、各徴収嘱託員の勤務時間や徴収実績を点検するための書類であるにもかかわらず、課長決裁のないものがあった（平成 27 年度：11 件）。
- ②徴収嘱託員が訪問徴収などにより徴収した現金について、各徴収嘱託員の業務日誌には金額が記載されているものの、国保収納課の現金出納簿には本来把握される必要のある日ごとの収入金額や支払金額の総額が記載されていなかった。
- ③支出証拠書類である給油券の取扱いについて、次のような不備があった。
 - ア 給油後、受領書（運転者持帰券）を紛失していた（2 件）。
 - イ 給油前の受領書（運転者持帰券）、給油所控及び給油券（請求明細）を受領した職員が紛失していた（1 件）。
 - ウ 給油券の発行日について、記載のないものや誤った日付を記載しているものがあった（7 件）。

（2）監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

（国保収納課）

- ①宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収嘱託員の業務執行について、徴収事務の効率性確保などの観点から、徴収嘱託員が、公用バイクを使用し恒常的に自宅を発着して徴収事務を行い、夜間、休日にあつては徴収した現金を自宅で保管しているものがあった。このように徴収嘱託員が夜間等に徴収する場合の現金の取り扱いについては、盗難、紛失など現金事故を可能な限り回避する観点から、自宅保管の是非を含め検討を行い、必要があれば、事務取り扱いの要領について明文の規定を行うことを検討されたい。併せて、このような徴収事務に当たるため恒常的に公用バイクで自宅から直帰する場合の取り扱いについても同様に検討されたい。